

【宇部市】被災された皆様への支援制度

宇部市の支援内容についてお知らせします(令和7年8月11日現在)。詳細は、問い合わせ先までご相談ください。

項 目	内 容	市webサイトID または国等のURL	問い合わせ先	電話	FAX
り災証明書・り災届出証明書					
り災証明書・り災届出証明書の発行	保険等の申請で家屋等が被災した証明を必要とされる方には、風水害や地震等の自然災害によって家屋等に被害があった場合の証明として、「り災証明書」、「り災届出証明書」を交付 ※災害が発生してから期間が経過した場合や修理をした後では、被害の判定ができないため、被害状況を確認できる写真を撮影しておいてください。	1019826	地域福祉課	34-8325	22-6026
住まいへの支援					
市営住宅の一時入居	自宅等が損壊し、その程度がり災証明書等で確認できた場合、市営住宅の一時入居(原則6か月以内)		住宅政策課	34-8427	22-6049
お住まいの消毒が必要な方への支援	住まいが浸水した場合の消毒方法の助言や消毒用物品の無料貸し出しなど	1016791	健康増進課	31-1777	35-6533
災害見舞金					
災害見舞金	住居が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯に見舞金を支給		地域福祉課	34-8325	22-6026
災害見舞金	住居が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯に見舞金を支給 ※義援金が募集された場合、義援金の支給が優先		社会福祉協議会	33-3131	22-4393
災害ごみの持ち込み					
災害ごみの市ごみ処理センターへの持ち込み	一般廃棄物処理手数料の減免 ※り災証明書又は、り災届出証明書が必要です ※一般家庭の災害ごみで、処理センターへの持ち込みが困難な場合は廃棄物対策課(33-7291)にご相談ください		環境保全センター 施設課	31-3664	31-3734
貸付・融資制度					
貸付・融資制度など	災害を受けたことにより一時的に必要であると見込まれる費用に対して貸付		社会福祉協議会	33-3150	22-4391
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭・父子家庭・寡婦の方で、災害により住宅に被害を受けられた場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談	1003636	こども政策課	34-8331	22-6051
災害援護資金の貸付	住居や家財の被害があった方への貸付 ※被害の程度による貸付条件あり ※所得制限あり		地域福祉課	34-8325	22-6026
こども・子育て支援					
妊婦・乳幼児の健康診査受診券交付	災害救助法の適用を受けた地域から健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦・乳幼児について、申し出があった場合には、健康診査が本市で受診できるよう受診券を交付		こども支援課	31-1732	21-6020
保育施設への入所	災害の復旧にあたるために保育を必要とする場合に、対象となる児童の保育施設への入所受付		保育幼稚園課	34-8327	22-6051
保育料減免(災害による収入減)	災害等のやむを得ない原因により収入が大幅に減少した場合は、保育料を減免	1003698	保育幼稚園課	34-8327	22-6051
学童保育クラブへの入所	災害の復旧にあたるために保育を必要とする場合に、対象となる児童の学童保育クラブへの入所受付	1003664	保育幼稚園課	34-8329	22-6051
市税等の減免など					
●市県民税					
市県民税の減免又は徴収猶予	災害により資産に損害を受け、市県民税の支払が困難と認められる場合、申請に基づき減免又は徴収猶予	1011178	市民税課 収納課	34-8187 34-8202	22-6014
●固定資産税					
固定資産税の減免又は徴収猶予	災害による固定資産(土地・家屋・償却資産)の被害の程度に応じて、申請に基づき減免又は徴収猶予		資産税課 収納課	34-8191 34-8202	22-6014

項 目	内 容	市webサイトID または国等のURL	問い合わせ先	電話	FAX
●国民健康保険					
保険料の減免又は徴収猶予	災害により資産に損害を受け、保険料の支払が困難と認められる場合、申請に基づき減免又は徴収猶予	1001846	保険年金課	34-8287	22-6019
一部負担金の減免又は徴収猶予	災害により資産に重大な損害を受け、一部負担金の支払が著しく困難と認められる場合、申請に基づき減免又は徴収猶予	1001865	保険年金課	34-8285	22-6019
●後期高齢者医療					
保険料の減免又は徴収猶予	災害により資産に損害を受け、保険料の支払が困難と認められる場合、申請に基づき減免又は徴収猶予		保険年金課	34-8343	22-6019
一部負担金の減免又は徴収猶予	災害により資産に著しい損害を受け、一部負担金の支払が困難と認められる場合、申請に基づき減免又は徴収猶予		保険年金課	34-8343	22-6019
●介護保険					
保険料の減免	住宅が全壊した場合は月額保険料を全額免除し、半壊の場合は5割免除する。災害を受けた月以降最長12か月適用。申請可能期間は災害発生日から12か月以内。		介護保険課	34-8297	22-6026
介護保険サービス利用料の減免	住宅が、全半壊の被害を受け、介護サービスの利用料を負担することが困難な場合、申請に基づき利用者負担額を減免もしくは免除。6か月を限度。(対象…介護サービス利用者)	1001913	介護保険課	34-8396	22-6026
●国民年金					
保険料の免除	災害等によって財産に相当な被害(被害金額がおおむね2分の1以上)を受け、保険料の納付が困難となった場合、申請に基づき、保険料の納付が免除	https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20141218.html	宇部年金事務所 保険年金課	48-0021 34-8292	22-6019
災害ボランティア派遣					
家の片付けなどのボランティア派遣	災害ごみや被災した家財等の搬出、土砂のかき出し作業など		社会福祉協議会	33-3131	22-4392
その他					
用途地域内排水路の整備への助成	地元自治会等で管理されている、用途地域内水路の整備にかかった費用の一部を助成	1002327	土木河川課	34-8407	22-6050
生活道路の維持管理に係る原材料の支給	真砂土や土のう袋等の原材料の支給	1002329	道路整備課	34-8415	22-6050
生活道路の維持管理に対する支援	舗装や側溝等の整備に係る工事費の一部を助成	1009202	道路整備課	34-8415	22-6050
土砂崩れの被害にあわれた方への支援	災害による土砂等撤去に係る費用の一部を助成	1021700	土木河川課	34-8406	22-6050
農地等の災害復旧への助成	農地の農業用施設の災害復旧に要する費用の一部を助成	1025442	農林整備課	67-2816	67-0153
■事業者への支援					
(小規模事業者向け) 災害貸付	融資限度額 3,000万円 融資期間(うち据置期間) 10年以内(2年以内) ※一般貸付など各融資制度と併用し、融資限度額に上乗せされる金額		日本政策金融公庫 下関支店	0570-082169 (ナビダイヤル)	
(中小企業者向け) 災害復旧貸付	融資限度額 1億5,000万円(別枠) 融資期間(うち据置期間) ・運転資金 10年以内(2年以内) ・設備資金 15年以内(2年以内)		日本政策金融公庫 下関支店	083-223-2251	
■農業者への支援					
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	災害により被害を受けた農地・施設・農機具の復旧に必要な資金の融資		日本政策金融公庫 山口支店	083-922-2140	083-922-2142
農林漁業施設資金(災害復旧)	災害により被害を受けた農林漁業者の経営再建のために必要な運転資金の融資		日本政策金融公庫 山口支店	083-922-2140	083-922-2142
農林漁業セーフティネット資金	災害の対応のために必要な長期資金の融資	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html	日本政策金融公庫 山口支店	083-922-2140	083-922-2142